

美里町立美里中学校 部活動方針

美里中学校は、適正な部活動の運営に向けて、美里町教育委員会が策定した「美里町立中学校部活動方針」に則り、「部活動の運営の適正化と指導に当たる教職員の多忙化の解消」にあたるため、「美里町立美里中学校 部活動方針」を策定した。

1 基本方針

文武両面で生徒の自ら学ぶ力やチャレンジする力、そして豊かな人間性と社会性を育てることを理念として部活動を運営する。また、活動を通して生徒が生涯にわたり計画的に心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための能力を養う。

2 学校における適切な運営のための体制整備

(1) 指導・運営に係る体制の構築

校長のリーダーシップのもと、外部指導者等の活用状況を踏まえながら、教師の長時間勤務の解消に向け、業務改善及び勤務時間管理等を行うなど円滑に部活動が実施できるよう取り組む。

(2) 活動計画等の作成及び公表

- ① 顧問は、本活動方針に則り、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長に提出する。
- ② 年度当初に各部の活動計画等を学校のホームページ等で公表する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施と事故防止

- ① 部活動の実施に当たっては『運動部活動での指導のガイドライン（平成 25 年 5 月 文部科学省）』に則り、「生徒の心身の健康管理」「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。
- ② 顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、それぞれの目標が達成できるよう効果的な運営を行う。また、運動部顧問については、専門的な指導者等の助言をもとに科学的トレーニングを導入するなど安全で効率的な活動を推進する。

(2) 感染症予防対策の実施

- ① 3密を避け、手洗い、うがい等の感染症予防対策の徹底。
- ② 本校での大会や練習試合では、生徒の動線を考え待機場所等を考える。

4 休養日及び活動時間の基準

(1) 休養日

① 平日（課業日）

木曜日を休養日とする。

② 週末（土曜日・日曜日）

少なくとも1日を休養日とする。

*大会等で活動した場合は、休養日を原則として、翌週中の他の日に振替える。

③ 長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。ただし、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【共通休養期間】

- ・ 8月11日～8月16日
- ・ 12月29日～1月 3日

(2) 活動時間

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

*朝練習の実施

校長及び顧問は、教職員間の共通理解のもと、また生徒と保護者の理解のもと、生徒が目的意識と自発的な意欲を持って自主的に取り組む朝練習が必要に応じて行われるようにする。特に、生徒個々の健康状態や家庭生活等を配慮すること。

(3) 大会前の活動について

大会やコンクール等にむけて、その開催日の1ヶ月前における2週間に限り、上記(1)(2)の規定によらず活動することができる。ただし、年間5回目までの校長が認める大会とする。

5 学校単位で参加する大会等

(1) 県教育委員会・中学校体育連盟が主催、共催する大会

(2) 本活動方針の趣旨に則り精査した大会等